

世界自然遺産に向けて国立公園に同意 (国頭村における国立公園・世界自然遺産の動向)

◎やんばる国立公園の指定に同意

環境省が計画しているやんばる国立公園（仮称）指定の素案について、本村は、地権者への誠意ある対応や林業活動の保証などの条件を付して同意する意見書を、平成 27 年 7 月 15 日に環境省那覇自然環境事務所長に提出しました。

（右写真）



【左：宮城久和国頭村長 右：西村学那覇自然環境事務所長】

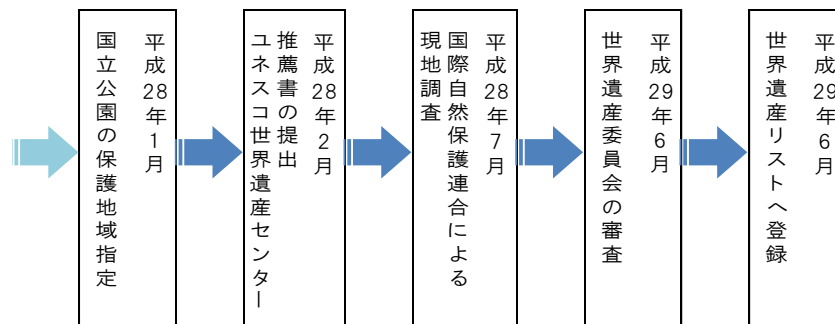
◎やんばる国立公園（指定）のプロセス

国立公園は今後、国の関係機関との調整を終えて、パブリックコメント※1 で国民の意見を募集し、次に県や国の省庁間で協議、そして最後に審議会を経て指定というプロセスになります。

◎世界自然遺産登録のスケジュール

世界自然遺産の登録は、国内法で自然環境の保護担保措置を行う必要があるため国立公園指定が前提になります。世界遺産推薦書のユネスコ※2 への提出は、毎年2月の1回に限られています。

世界遺産登録の最短スケジュール



◎世界自然遺産を活かしたむらづくり

世界自然遺産に登録されると世界的に知名度が向上し、多くの入域客の増加が予想されます。本村では世界遺産のメリットを生かしたツーリズム事業を進め、各産業の活性化を図る取り組みを始めています。

これら経済活動の活性化は、村民の参画と努力、そして国立公園化に伴って敷かれる規制を受容することがあって得られるものと考えています。

村の基本施策のひとつである「自然を愛し活かした、豊かで活力あるむらづくり」を推進するため、世界自然遺産に向けて、村民のご理解、ご協力をお願いいたします。

※1 パブリックコメント（Public Comment）とは、公的機関が規則などを制定しようとするときに、広く公に（＝パブリック）に、意見・情報・改善案など（＝コメント）を求める手続制度をいう。

※2 ユネスコとは、国際連合教育科学文化機関（United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization）の頭文字で UNESCO と記す。本部はフランスのパリに置かれ、世界遺産の審査機関にもなっている。

問合せ先：国頭村役場 世界自然遺産対策室 0980-41-2101
環境省やんばる野生生物保護センター 0980-50-1025